

## 久慈川等に係る水生生物の保全に係る水質環境基準の 水域類型指定について

平成19年1月  
福島県生活環境部

### 1 水質環境基準の法的根拠等

#### (1) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。(参考資料1)

平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」(以下「水生生物保全環境基準」という。)が新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。(河川に関する基準は次表のとおり。)

表 河川に関する水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の第1の2の(2)を示す。

#### (2) 環境基準の類型当てはめの権限について

環境基準の類型を当てはめる水域の指定(以下「類型指定」という。)については、環境基本法第16条第2項に基づき、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。(参考資料1)

### (3) 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成18年6月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(以下「処理基準」という。)に基づき行うこととされている。(参考資料2)

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされており、水域(河川)ごとの情報は、別添「類型指定を予定している水域(河川)の情報」に整理した。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況(下表の分類に従い分類を行った。)
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物A		生物B		その他
	主な種類(和名)		主な種類(和名)		主な種類(和名)
	分類1	分類2	分類1	分類2	分類1
魚類	アマゴ・サツキマス	アマゴ、サツキマス	ウグイ	-	アユ
	ヤマメ・サクラマス	ヤマメ、サクラマス	シラウオ	-	ワカサギ
	イワナ・アメマス	イワナ(エゾイワナを含む)、アメマス	オイカワ	-	
	サケ(シロザケ)	-	フナ類	ギンブナ、ゲンゴロウブナ、その他キンブナ、オオキンブナ等	
	ニジマス	-			
	ヒメマス・ベニザケ	ヒメマス、ベニザケ	コイ	-	
	カジカ	-	ドジョウ	-	
			ナマズ	-	
			回遊性ヨシノボリ類	トウヨシノボリ、シマヨシノボリ、クロヨシノボリ、オオヨシノボリ、ルリヨシノボリ等	
			ウナギ	-	
その他の生物			ボラ	-	
			スジエビ	-	
			テナガエビ	-	
			ヒラテナガエビ	-	
			ミナミテナガエビ	-	
			ヌカエビ	-	
			モクスガニ	-	
			マシジミ	-	
		ヤマトシジミ	-		

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」(平成18年6月30日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知)より作成

## 2 水生生物保全環境基準の類型指定(案)

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号) 処理基準及び「類型指定を予定している水域(河川)の情報」に基づき、久慈川等15河川16

水域について、下表のとおり水域類型、達成期間及び環境基準点を定める。

表 水生生物保全環境基準の類型指定（案）

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
久慈川	生物 A	イ	松岡橋、高地原橋
小泉川	生物 B	イ	小泉橋、百間橋
宇多川（松川浦の区域を除く）	生物 A	イ	堀坂橋、百間橋
真野川（真野ダムの区域を除く）	生物 A	イ	落合橋、真島橋
新田川	生物 A	イ	木戸内橋、鮭川橋
請戸川（大柿ダムの区域を除く）	生物 A	イ	請戸橋
高瀬川	生物 A	イ	慶応橋
木戸川	生物 A	イ	長瀬橋、木戸川橋
浅見川	生物 A	イ	坊田橋
夏井川	生物 A	イ	北ノ内橋、久太夫橋、六十枚橋
仁井田川	生物 A	イ	松葉橋
好間川	生物 A	イ	岩穴つり橋、夏井川合流前
藤原川	生物 B	イ	愛谷川橋、みなと大橋
鮫川（高柴ダムの区域を除く）	生物 A	イ	井戸沢橋、鮫川橋
蛭田川（小埜橋より上流）	生物 A	イ	小埜橋
蛭田川（小埜橋より下流）	生物 B	イ	蛭田橋

（注）1 水域類型の欄は、「水質汚濁に関する環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1（1）イに掲げる類型を示す。

2 達成期間の欄の「イ」は「直ちに達成」を示す。

## 環境基本法等（抜粋）

### 1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抜粋）

#### 第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

### 2 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年11月19日政令第371号）（抜粋）

（環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域）

第一条 環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表（第一条関係）

一 河川

イ 北上川水系の北上川

ロ 阿武隈川水系の阿武隈川

（略）

ソ 阿賀野川水系の阿賀野川

（略）

二 海域

（略）

### 3 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（抜粋）

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

##### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（抜粋）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/l 以上	-	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の  
 水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアコ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	15mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	-	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の	基準値		該当水域
		全窒素	全炭	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの 水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	0.6mg/l以下 1 mg/l以下	0.05mg/l以下 0.1mg/l以下	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

## 2 海域

### ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されない こと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

### イ

項目 類型	利用目的の	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l以下	0.09mg/l以下	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

### ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	